

## マネージメント・レター 222

新リース会計基準と税制改正

- 〔1〕 新リース会計基準は、平成20年4月1日以後開始する事業年度からの適用となります。税法上は、平成20年4月1日以後に締結するリース契約からの適用となりますので両者の相違には注意が必要となります。
- 〔2〕 新リース会計基準の適用会社  
会社法上の大会社及び上場会社等が適用になります。中小会計指針では中小企業も適用されることが原則となりますが、実務上は、税制改正後の処理が基本的な会計処理の目安になるものと思われまます。
- 〔3〕 適用となるリース取引  
リース取引のうち、ファイナンスリース（所有権移転外リースに限定）が適用となり、所謂オペレーティングリース（レンタルリース）は、通常の賃借と何ら変わりありません。
- 〔4〕 リース税制について  
上記〔1〕の通り、平成20年4月1日以後締結するリースより対象となります。会計処理は、従来の賃貸借取引が売買取引へと変更になり、損金算入は、通常の減価償却資産として扱われ、償却費の損金算入ということになります。
- 〔5〕 消費税との関係  
消費税法上は、リース資産の引渡し時に一括処理で仮払消費税が計上されることとなります。
- 〔6〕 その他  
リース税制改正に伴い、リース税額控除制度は廃止されます。  
リース取引が売買取引になっても、リース期間満了までは、所有権が借手に移行しない為特別償却や圧縮記帳制度の適用除外となります。

 今月のワンポイント 

所得税確定申告の準備はお早めに！！

(還付を受けるための申告書は1月から提出できます。詳しくは各監査担当者にお問い合わせください)